

答弁書第一三四号

内閣参質一六九第一三四号

平成二十年六月六日

内閣総理大臣 福田 康 夫

参議院議長 江 田 五 月 殿

参議院議員川田龍平君提出静岡空港建設の諸問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員川田龍平君提出静岡空港建設の諸問題に関する質問に対する答弁書

一について

国土交通省として、御指摘の「二〇〇一年、二〇〇五年静岡県知事選挙等におけるマスコミ各社のすべての県民世論調査」の結果については承知していない。

二について

静岡空港に係る空域及び飛行経路等については、平成二十年度中の同空港の供用開始に向けて、現在、国土交通省において、防衛省及び静岡県と調整を行っているところである。

なお、お尋ねの「試験飛行」は、飛行検査（航空機を使用して行う航空保安施設の検査その他航空交通の安全の確保のための検査及び調査をいう。）を指すものと思われるが、防衛省及び静岡県との調整の結果を踏まえ、供用開始までの間に飛行検査等の必要な手続を行う予定である。

三について

国土交通省においては、空港整備における透明性の確保や説明責任の一層の遂行の観点から、「一般空港における新たな空港整備プロセスのあり方（案）」を平成十五年四月に作成し、これを試行的に運用し

ているところである。

空港を整備するに当たって二千五百メートル以上の長さの滑走路を必要とするかどうかについては、当該空港における大型ジェット機の就航の見通しの有無等を踏まえ決定されるものである。御指摘の「基準の必要性／整備目的ごとの評価項目と評価の基準」は、「一般空港における新たな空港整備プロセスのあり方（案）」の中の「事業の必要性／整備目的ごとの評価項目と評価の基準」（以下「評価の基準案」という。）を指すものと思われるが、評価の基準案においては、大型ジェット機の就航の見通しについては、既存の他の空港の就航機材の動向を踏まえ、最大路線において、おおむね年間五十万人以上の旅客需要が見込まれることを一つの目安として示しているところである。

静岡空港については、供用開始時点における航空路線の開設に関する、航空会社の意思表示が既になされているところである。御指摘の静岡空港の新千歳路線における利用者数の見込みが十四万人であることについては承知していないが、引き続き、同空港について地元を中心に利用促進に係る取組を進め、整備効果の更なる発現を図ることが重要と認識している。

四について

社会資本整備審議会公共用地分科会における事業認定に関する審議の内容については、「土地収用法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成十三年六月二十八日参議院国土交通委員会）を踏まえ、議事要旨の公開を行っているところである。

御指摘の静岡空港整備事業の事業認定に関する審議の内容については、中部地方整備局のホームページにおいて議事要旨の公開を行っているところである。

